

施設等利用給付認定 について

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課 保育企画係

施設等利用給付認定とは

施設等利用給付認定（しせつとうりようきゅうふにんてい）とは、令和元年10月から開始した**幼児教育・保育無償化制度に対応するために、新設された認定**のことをいいます。

認定を受けるためには、**保護者がお住まいの市町村（札幌市の場合はお住まいの区）に申請を行います※**。認定が決定した場合、市町村から保護者に「認定通知書」が発行されます。

※ 幼稚園在園児の場合は、幼稚園経由で申請



認定の種類

施設等利用給付認定の種類は、以下の3種類です。

	年齢	保育の必要性	収入要件
新 1 号認定	満 3 歳以上	不要	なし
新 2 号認定	クラス年齢 3 歳児以上	必要	
新 3 号認定	クラス年齢 2 歳児以下		住民税非課税世帯のみ

年齢の考え方

満3歳以上	クラス年齢〇歳児以上・以下
認定開始日時点で、3歳の誕生日の前日以降であればOK	認定開始日の属する年度の4月1日時点で〇歳以上・以下

幼稚園の無償化全体図

	年齢	収入	教育時間のみ	預かり保育も使う	
				教育時間	預かり保育
施設型給付	満3歳児	非課税	教育・保育 1号	教育・保育 1号	施設等利用 新3号
		課税			無償化対象外
	3～5歳児 クラス	問わない			施設等利用 新2号
私学助成	満3歳児	非課税	施設等利用 新1号	施設等利用 新3号	
		課税		施設等利用 新1号	無償化対象外
	3～5歳児 クラス	問わない		施設等利用 新2号	

保育の必要性とは

- **保護者が就労・疾病などで「日中、お子さまの保育ができない状態」であること。**

※ 世帯員が「父・母と子ども」の場合は、**父と母両方が保育ができない状態であることが必要**（どちらか一方のみでは×）

たとえば以下のような場合に「保育の必要性がある」と言います。

父・母ともに月64時間以上働いている

父は月64時間以上働いている、**母**は求職活動をしている

ひとり親家庭であり、**母**は疾病がある

父は月64時間以上働いている、**母**は親族を介護している

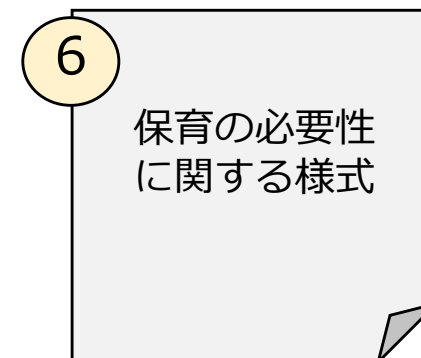
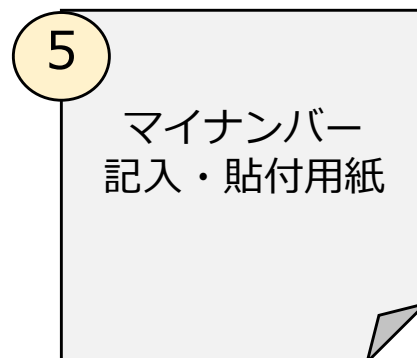
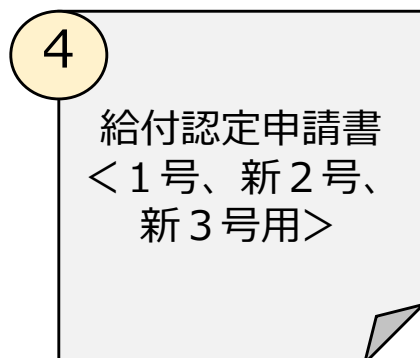
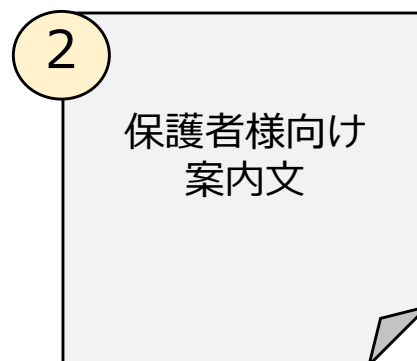


詳しくは「幼稚園の利用に関する認定の手引き」の6ページをご覧ください。

認定申請の手続き（１）

毎年９月下旬頃、札幌市子ども未来局から各施設様に対して、認定申請に必要な書類を送付しています（下図、書類左上の番号は別紙資料の番号に対応）。

お送りする書類の例（令和５年９月に施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部）へ送付したもの）



認定申請の手続き（２）

大まかな流れは以下のとおりです。

各施設様 → 保護者様

認定申請の手続き（１）
に記載の書類を
保護者様に
配布してください



保護者様 → 各施設様

保護者が作成した
申請書類を
各施設様で
お受け取りください



各施設様

各施設様において
「申請書送付児童
一覧」を作成して
ください



※フォーマットは別紙⑦

各施設様 → 札幌市（事務センター）

各施設様から
・申請書類
・入園児一覧 を
札幌市へお送りください



申請書提出・問合せ先

提出先	子ども・子育て支援事務センター
住所	中央区北7条西13丁目9番1 塚本ビル7号館7階
電話	011-211-2626
開所時間	祝日、12/29～1/3を除く月曜～金曜日 9時00分～17時30分

世帯状況調査 ※例年 5～7 月頃

保育の必要性を確認するお子さん（施設等利用給付認定新2号・新3号認定を受けたお子さん）へは、「ご世帯の状況が変わっていないか」確認するための調査を行います。配布等のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

札幌市 → 各施設様

調査が必要なご世帯分の調査書をお渡しします



各施設様 → 保護者様

札幌市からお渡しした調査書（封かん済み）を保護者様にお渡しください



保護者様 → 各施設様

保護者が作成した調査書類を各施設様でお受け取りください



各施設様 ← 札幌市（事務センター）

札幌市が各施設様へ調査書類を回収しに伺います

